（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百四十二人以内を置く。

２　［略］

別表第一（第一条関係）

一　［略］

二　少年刑務所

名称	位置
［略］	
川越少年刑務所	［略］
市原青年矯正センター	市原市
［略］	

三　［略］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［略］		
青森刑務所	八戸拘置支所	八戸市
［略］		
［項を削る。］		
［略］		
熊本刑務所	八代拘置支所	八代市
	天草拘置支所	天草市
［略］		

［二・三　略］

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百三十八人以内を置く。

２　［同上］

別表第一（第一条関係）

一　［同上］

二　少年刑務所

名称	位置
［同上］	
川越少年刑務所	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	

三　［同上］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［同上］		
青森刑務所	弘前拘置支所	弘前市
	八戸拘置支所	八戸市
［同上］		
富山刑務所	高岡拘置支所	高岡市
［同上］		
熊本刑務所	京町拘置支所	熊本市
	八代拘置支所	八代市
	天草拘置支所	天草市
［同上］		

［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部改正）

第二条　刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「総務部」を削る。